

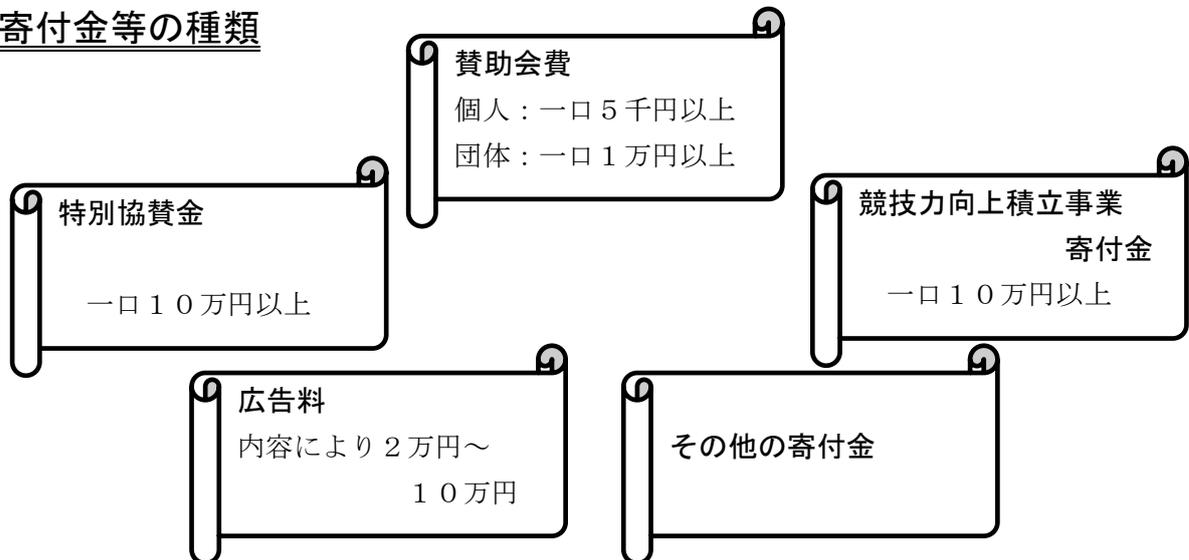
公益財団法人神奈川県体育協会

寄付金の税制優遇制度について

本会は平成24年4月1日より公益財団法人に移行し、公益財団法人神奈川県体育協会となりました。

公益財団法人への寄付金は税制上のメリット（寄付金控除）を受けることができます。

寄付金等の種類



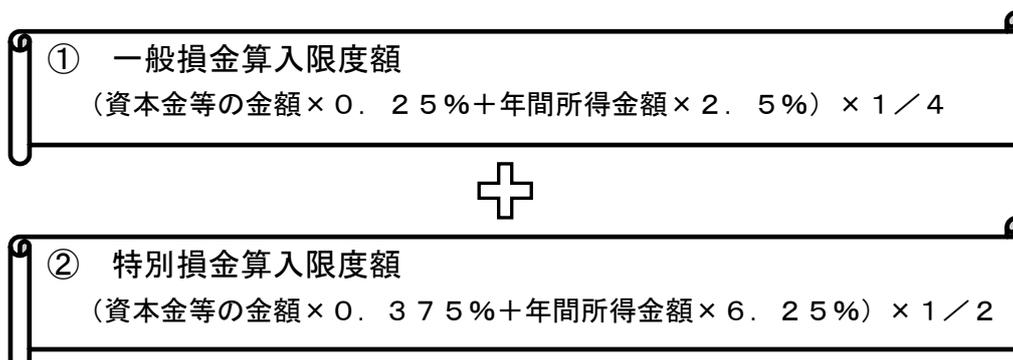
賛助会費、特別協賛金等
にご協力いただいた方々
は、本会広報誌及びウェブ
サイトにお名前を掲載させ
ていただきます。
また、本会広報誌に広告
掲載を希望の方はご要望に
お応えします。

広告料に該当するものを除き
寄付金控除の対象になりま

寄付金控除の概要

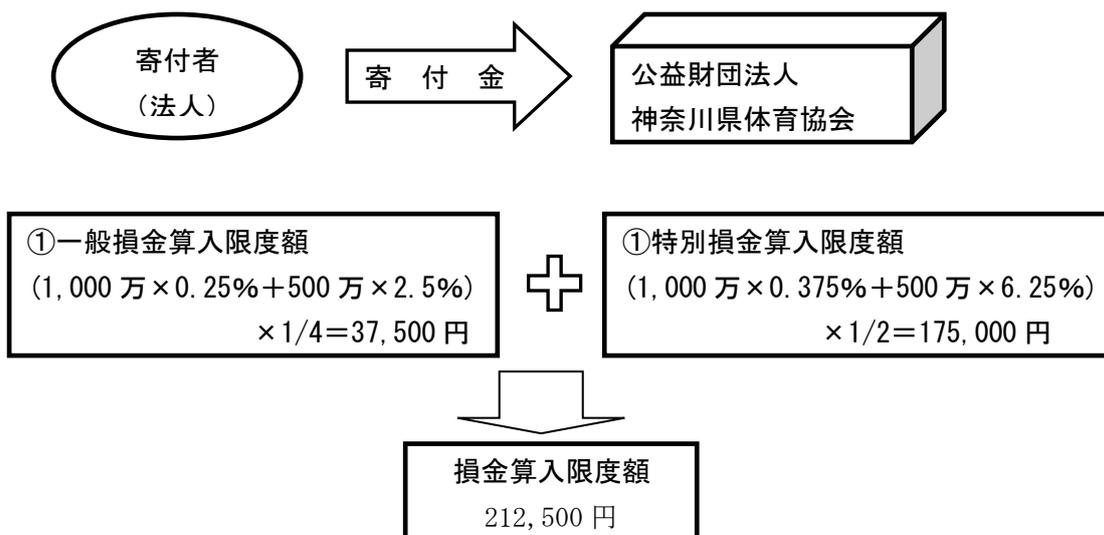
法人が支出する寄付金の場合

各事業年度で支出した寄付金のうち、公益財団法人である本会に対する寄付金については、一般の寄付金損金算入限度額と別枠で損金算入限度額が設けられています。



- * 1 一般の寄付金は法令の定める損金算入限度額があり、①のみ損金算入が可能ですが、この限度額を超える部分の金額は、所得金額の計算上、損金に算入されません。
- * 2 本会への寄付金は①と②の合計額を損金算入することができます。

(例) 資本金1,000万円、年間所得500万円の場合



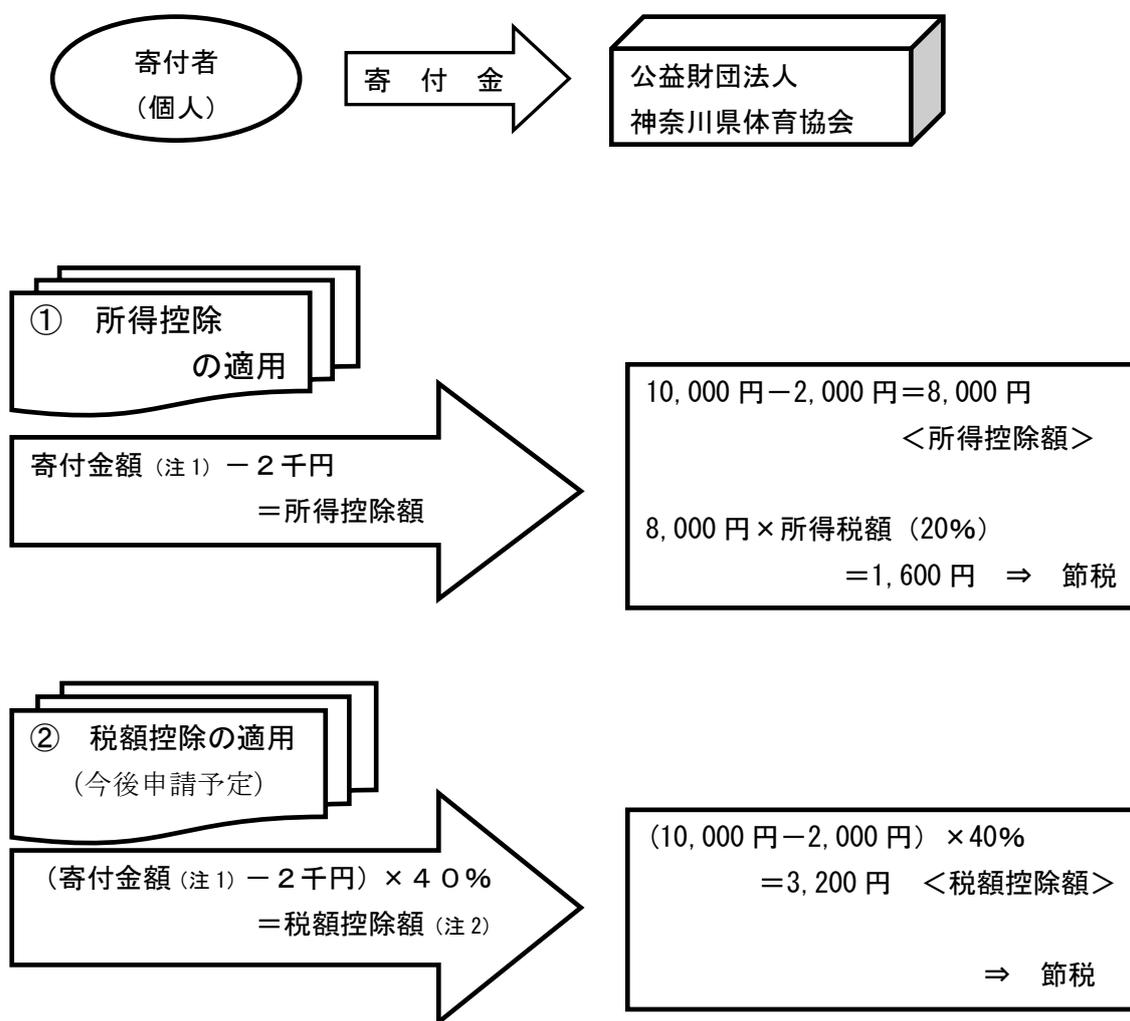
本会に対する寄付のみとした場合、212,500円まで損金に算入できます。

寄付金控除の概要

個人が支出する寄付金の場合

その年に、公益財団法人である本会に対して行った寄付金のうち、2,000円を超える金額に対して所得控除が受けられます。

(例) 年間総所得が500万円で、1万円寄付した場合



(注1) 総所得金額の40%相当額が限度

(注2) 所得税額の25%相当額が限度

※税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については、税務署にお尋ねになるか、

国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) でご確認のほどお願いいたします。

当サイトに記載されている情報は、必ずしも最新のものでない可能性がございます。